

第89回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月29日(火)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 大阪府中央区備後町2丁目6番8号
サンライズビル 3階「ホールA」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案 第三者割当による自己株式処分の件

目次

第89回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
事業報告	15
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告書	37

 **三井生興株式會社**
SANKYO SEIKO CO., LTD.

証券コード：8018



株主の皆様へご理解・ご協力のお願い

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・昨年よりお土産の配布を取止めさせていただいております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ごあいさつ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、1920年の創業以来、繊維商社として培ってきた信用とノウハウを駆使し、高効率経営を推進、企業価値の極大化を図ることを目標に幅広い事業展開を進めてまいりました。

当社グループを取り巻く繊維・アパレル市場は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う商業施設の一部休業や営業時間の短縮、また外出自粛による消費低迷や購買志向の変化により、極めて厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは、2020年5月に創業100周年を迎えました。当社グループの事業を支えてくださった全てのステークホルダーの皆様にご心より感謝するとともに、100年先の子供たちのためにSDGsの達成に向け積極的に取り組む企業となるべく、今般、中期経営計画を立案し、SDGs宣言をするに至りました。

ここに、第89回定時株主総会招集ご通知および別冊にて中期経営計画書をお届けいたしますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

証券コード 8018
2021年6月11日

株主各位

大阪市中央区安土町2丁目5番6号



代表取締役社長 井ノ上 明

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様におかれましては、事前に書面（郵送）により議決権を行使いただき、当日はご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

ご来場をお控えいただくときは、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区備後町2丁目6番8号
サンライズビル3階「ホールA」

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案 第三者割当による自己株式処分の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますのでお早めにご来場ください。
- 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。(代理人は、定款第16条の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。)
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会開催上の注意事項につきましては、同封の「当社第89回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご覧ください。

☐ 当社ウェブサイト <http://www.sankyoseiko.co.jp/>

三共生興 検索 

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、会社の成長とともに、長期安定的・継続的な株主還元の拡充に業績連動を加味した配当を行うことを方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当社を取り巻く環境が依然として厳しい状況ではありますが、当期の業績動向等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 15円 総額 655,577,730円
3	剰余金の配当が効力を生ずる日	2021年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役全員（6名）の任期が満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名（年齢）	地位	担当	取締役会 出席率
1	再任	かわ さき けん ぞう 川 崎 賢 祥 (76歳)	取締役会長CEO (代表取締役)		100% (11回/11回)
2	再任	いのうえ 井ノ上 明 (58歳)	取締役社長COO (代表取締役)		100% (11回/11回)
3	再任	しも かわ こう いち 下 川 浩 一 (60歳)	専務取締役	本社ホールディングス 部門担当	100% (11回/11回)
4	再任	すな の かず お 砂 野 和 男 (62歳)	取 締 役		100% (11回/11回)
5	再任	なん ぶ まちこ 南 部 真知子 (68歳)	社外 独立役員	取 締 役	100% (9回/9回)
6	再任	はっ とり かず ふみ 服 部 一 史 (67歳)	社外 独立役員	取 締 役	100% (9回/9回)

(注) 取締役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

1

かわ さき
川崎

けん ぞう
賢祥

1944年12月14日生

再任



所有する当社の株式数
67,500株

略歴、地位および担当

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1967年 4月 当社入社 | 2012年 3月 代表取締役 |
| 1990年 3月 経営企画室長 | 2012年 6月 代表取締役社長 |
| 1990年 6月 取締役 | 2012年 7月 SAN EAST UK PLC
(現 DAKS SIMPSON LIMITED)
取締役会長 (現任) |
| 1992年 6月 常務取締役 | |
| 1995年 4月 経営企画室担当 | |
| 1997年 4月 本店本部経営企画担当 | 2013年 5月 株式会社横浜テキスタイル倶楽部
代表取締役社長 (現任) |
| 1998年 6月 専務取締役 | |
| 2000年 6月 経営企画・人事総務・
法務審査担当 | 2020年 4月 代表取締役会長CEO(現任) |

重要な兼職の状況

取締役会長：DAKS SIMPSON LIMITED
代表取締役社長：株式会社横浜テキスタイル倶楽部

2

いの うえ
井ノ上

あきら
明

1963年 5月19日生

再任



所有する当社の株式数
28,300株

略歴、地位および担当

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1986年 4月 当社入社 | 2013年 4月 SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC)
CO., LTD. 代表取締役社長 |
| 1999年 4月 香港カンパニー
プレジデント | 2013年 6月 取締役 |
| 2001年 4月 香港ディビジョン
ゼネラルマネージャー | 2018年 6月 三共生興ファッションサービ
ス株式会社
代表取締役社長 (現任) |
| 2006年 4月 執行役員 | |
| 2009年 6月 常務執行役員 | 2019年 6月 常務取締役 |
| 2012年12月 台北ディビジョン担当 | 2020年 4月 代表取締役社長COO(現任) |

重要な兼職の状況

代表取締役社長：三共生興ファッションサービス株式会社

3

しも かわ
下川こう いち
浩一

1960年8月31日生

再任



略歴、地位および担当

- | | | | |
|----------|--------------------------------------|----------|--|
| 1984年 4月 | 当社入社 | 2019年 6月 | 常務取締役 |
| 2009年 4月 | 社長室ゼネラルマネージャー | 2019年10月 | 財務経理、情報システム、
法務・関連事業、社長室担当
兼内部統制室長 |
| 2013年 6月 | 執行役員 | | |
| 2015年 6月 | 内部統制室長 | | |
| 2016年 4月 | 本社ホールディングス部門
社長室担当 | 2020年 4月 | 専務取締役（現任）
本社ホールディングス部門
担当（現任） |
| 2018年 4月 | 本社ホールディングス部門
財務、経理、情報システム担当 | | |
| 2018年 6月 | 取締役
財務、経理、情報システム、
社長室担当兼内部統制室長 | | |

所有する当社の株式数
18,000株

4

すな の
砂野かず お
和男

1959年6月19日生

再任



略歴、地位および担当

- | | | | |
|----------|-----------------------|----------|------------------------------|
| 1982年 4月 | 当社入社 | 2008年10月 | 三共生興アパレルファッショ
ン株式会社 専務取締役 |
| 1997年 4月 | サンアローズカンパニー
プレジデント | 2012年 5月 | 同社代表取締役社長（現任） |
| 2000年 6月 | 取締役 | 2019年 6月 | 取締役（現任） |
| 2001年 4月 | 繊維カンパニープレジデント | | |

所有する当社の株式数
10,500株

重要な兼職の状況

代表取締役社長：三共生興アパレルファッション株式会社

5

なんぶ
南部

ま ち こ
真知子

1952年9月27日生

再 任

社 外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および担当

- | | | | |
|-----------|---|-----------|-----------------------------|
| 1975年 4 月 | 兵庫県庁入庁 | 2006年 4 月 | 株式会社コンチェルト
代表取締役社長 |
| 1996年 4 月 | 株式会社神戸ハーバーサーカ
ス入社 | 2014年 4 月 | 株式会社神戸クルーザー
会長（現任） |
| 1998年10月 | 同社取締役 | 2014年 6 月 | 本州四国連絡高速道路株式会
社社外監査役（現任） |
| 1999年 8 月 | 株式会社パソナクルーザー
（現 株式会社神戸クルーザー）
取締役 | 2015年 4 月 | モロゾフ株式会社社外取締役
（現任） |
| 2006年 4 月 | 株式会社コンチェルト取締役
株式会社神戸クルーザー
代表取締役社長 | 2020年 6 月 | 当社社外取締役（現任） |

重要な兼職の状況

社 外 取 締 役：モロゾフ株式会社

6

は っ と り
服部

か ず ふ み
一史

1953年10月27日生

再 任

社 外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および担当

- | | | | |
|-----------|--------------------------|-----------|-------------------|
| 1977年 4 月 | 株式会社電通入社 | 2016年 3 月 | 同社常務執行役員
関西支社長 |
| 1997年 3 月 | 同社関西支社プロモーション
事務局企画部長 | 2020年 6 月 | 当社社外取締役（現任） |
| 2008年 1 月 | 同社関西支社京都営業局長 | | |
| 2012年 4 月 | 同社執行役員関西支社長代理 | | |
| 2013年 6 月 | 同社取締役関西支社長 | | |
| 2016年 1 月 | 同社取締役常務執行役員
関西支社長 | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 南部真知子および服部一史の両氏は、社外取締役候補者であります。本議案において両氏の再任が承認可決された場合には、両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、期待される役割および在任期間について
- (1) 南部真知子氏は、株式会社神戸クレーナーの代表取締役社長および株式会社コンチェルトの代表取締役社長を務め、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (2) 服部一史氏は、株式会社電通の関西支社京都営業局長、同社取締役関西支社社長を歴任し、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、南部真知子および服部一史の両氏の間で会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案において両氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用など）を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役および監査役であり、本議案において各候補者の再任が承認可決された場合には、各候補者とも当該保険契約の被保険者となる予定であります。ただし、法令に反することを認識しながら行った行為、違法な利益の取得や供与、インサイダー取引や犯罪行為などに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、補償対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開催の時をもちまして補欠監査役高槻史および小山克己の両氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、高槻史氏は社外監査役の金井美智子氏および小路貴志氏の補欠としての候補者、小山克己氏は監査役楠昌和氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

1 たかつき ふみ
高槻 史

1975年6月24日生

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式数

0株

略歴および地位

2000年10月 弁護士登録 御池総合法律事務所入所	2009年1月 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー（現任）
2003年12月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所	2018年4月 株式会社Kyoto Machiya Trips 代表取締役（現任）
2006年4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所	2020年6月 塩野義製薬株式会社社外取締役 （現任）

重要な兼職の状況

パートナー：弁護士法人大江橋法律事務所
代表取締役：株式会社Kyoto Machiya Trips
社外取締役：塩野義製薬株式会社

2 こやま かつみ
小山 克己

1966年12月17日生

再任

所有する当社の株式数

1,628株

略歴および地位

1991年4月 当社入社	2008年4月 法務・関連事業ディビジョン マネージャー
2000年4月 サンライセンスカンパニー マネージャー	2018年4月 社長室マネージャー（現任）
2000年12月 ニューヨーク駐在員事務所 マネージャー	

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 小山克己氏の所有する当社の株式数は、従業員持株会における本人の持分であります。
3. 高槻史氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。本議案において同氏の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について
高槻史氏は、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、その専門的な知識と幅広い実務経験を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任しております。なお、高槻史氏がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間には顧問契約を締結しておりますが、支払顧問料は年間100万円以下であり、社外性・独立性に問題はないものと考えております。
5. 当社は、本議案において高槻史および小山克己の両氏の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用など）を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役および監査役であり、本議案において各候補者の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、各候補者とも当該保険契約の被保険者となる予定であります。ただし、法令に反することを認識しながら行った行為、違法な利益の取得や供与、インサイダー取引や犯罪行為などに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、補償対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

第4号議案 第三者割当による自己株式処分の件

1. 財団設立の目的

当社グループは、「人の企業である」「挑戦の企業である」「共存共栄の企業である」「社会的責任の企業である」を企業理念とし、また、生活文化提案企業として、人々の生活の質の向上に寄与し、豊かな夢のある社会の実現に貢献してまいりました。昨年、創業100年を迎えましたが、当社グループの事業を支えてくださった全てのステークホルダーの皆様にご心より感謝するとともに、今般、当社グループの企業理念に基づき、中期経営計画を立案、100年先の子供たちのためにSDGsの達成に向け積極的に取り組む企業となるべく、SDGs宣言をするに至りました。

今、世界では、貧困や飢餓、自然災害や気候変動等様々な問題が深刻化しております。中でも気候変動による地球温暖化は、熱波、山火事、干ばつ、洪水など、世界各地で甚大な被害をもたらす、自然生態系にも影響が及んでいます。

2015年のパリ協定成立を受けて、世界各国で、企業や自治体、NGOなど、国家政府以外の多様な主体が気候変動対策の中で大きな役割を果たすようになってきています。

日本においても、政府は、2050年までに地球温暖化の要因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという方針を発表され、脱炭素社会の実現に向けた真摯な取組みが進められています。

繊維業界におきましても、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出量を減らすことは取り組むべき重要なテーマであります。繊維製品の廃棄、焼却による二酸化炭素排出の比率は非常に大きいとされており、対策として環境配慮型繊維製品や、リサイクル、生分解しやすい繊維製品の開発や研究、余剰衣料の回収および必要とする方々への配布といった取組みが求められています。

当社グループも自ら対策に取り組むとともに、企業活動の枠を超え、かけがえのない地球を守り次世代に引き継ぐため、一般財団法人サンライズ財団（以下「本財団」といいます。）を新たに設立いたします。

本財団においては、大学やシンクタンク等と連携し気候変動の問題を含め様々な研究を深めるとともに、気候変動対策、あるいは脱炭素社会の構築、さらには、環境と経済が両立した循環型社会作りに取り組む団体や研究機関等の活動支援等を実施していきます。

このような本財団が予定しております活動は、「生活文化提案企業として、人々の生活の質の向上に寄与し、豊かな夢のある社会の実現に貢献する」を企業理念とし、「当社グループを取り巻く社会のあらゆる課題に取り組むべく長期的視点でSDGs経営を推進し持続可能な世界の実現を目指す」を経営方針とする当社の持続的成長と、企業価値向上に資するものと考えております。

2. 自己株式の処分について

本財団が行う活動の原資の一部を当社株式の配当により安定的に確保し、本財団の長期的かつ安定的な活動に寄与すべく、当社は本財団に対して第三者割当の方法により特に有利な払込金額で自己株式を処分したいと存じます。

3. 処分条件等の合理性

本財団の目的に照らし、様々な研究、複数の活動支援を継続的、安定的に実施していくために必要となる活動原資として処分数量の規模は、合理的であると考えております。また、本自己株式の処分による株式は、本財団の活動原資の一部であり、当該株式が株式市場へ流出することは考えられないため、本自己株式の処分による流通市場への影響は軽微であることから、当該処分数量は合理的であると考えております。

また、本自己株式の処分における希薄化の規模は、発行済株式の総数に対し、3%（総議決権個数454,935個に対して3.96%）であり、株式市場への影響は軽微であると考えております。

なお、本財団は、その設立にあたって当社株式の議決権を行使しない旨を定款で定める予定であり、定款における当該内容の箇所については今後変更をしないこととし、その旨の誓約書を本財団より取得する予定であります。

つきましては、上記の趣旨、目的のために、1株につき1円という払込金額は合理的であると考えており、会社法第199条および第200条の規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定および未確定事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

[処分する自己株式の内容]

① 処分株式数	当社普通株式 1,800,000株
② 処分価額	1株につき1円
③ 資金調達額	1,800,000円
④ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先	一般財団法人サンライズ財団
⑥ 処分期日	未定
⑦ その他	当該処分に係る他の事項は、当該株主総会后における取締役会において決議します。

〔財団の概要〕

① 名称	一般財団法人サンライズ財団
② 所在地	大阪府中央区安土町2丁目5番6号（予定）
③ 代表理事	井ノ上 明
④ 活動内容	気候変動をはじめとする様々な問題の研究 当該諸問題解決に取り組む団体や研究機関等の活動を支援
⑤ 活動原資	年間約2,000万円
⑥ 設立年月日	2022年2月（予定）

以 上

添付書類

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

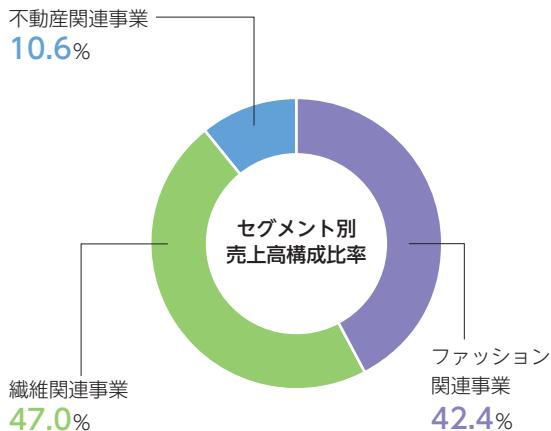
(1) 事業の経過および成果

連結売上高 171億67 百万円 前期比 26.5%減 	連結営業利益 19億56 百万円 前期比 1,931.0%増 
連結経常利益 27億4 百万円 前期比 385.9%増 	親会社株主に帰属する当期純利益 11億42 百万円 前期比 61.9%減 

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動が大きく減速し、景気は急速に悪化いたしました。また、政府が打ち出した各種政策の効果などもあって景気は緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、新規感染者数の再拡大により、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く繊維・アパレル業界におきましても、商業施設の一部休業や営業時間の短縮、外出自粛による消費低迷や購買志向の変化により、極めて厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中で、当社グループは、「DAKS」ブランドを核としたビジネスを、アジアを中心に海外展開を拡大することに注力し、また、今後の先行き不透明な状況に対応するために、強固な財務基盤や安定した収益体質の構築を目指す事業構造改革に取り組んでまいりました。



以上の結果、当連結会計年度における売上高は前期比26.5%減の17,167百万円となりましたが、前期末より推し進めております事業構造改革の効果もあり、営業利益は前期比1,931.0%増の1,956百万円、経常利益は前期比385.9%増の2,704百万円となりました。特別利益として投資有価証券売却益など1,029百万円計上、特別損失として使用権資産等の減損損失や早期退職による特別退職金など2,214百万円計上し、また、前期は特別利益として固定資産売却益を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比61.9%減の1,142百万円となりました。

また、個別業績につきましては、売上高は4,449百万円、営業利益は451百万円、経常利益は1,203百万円、当期純利益は1,899百万円となりました。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

セグメント別の状況



ファッション関連 事業

主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

ファッション製品の企画、生産、販売および海外ブランド商品の輸入販売およびライセンスビジネス

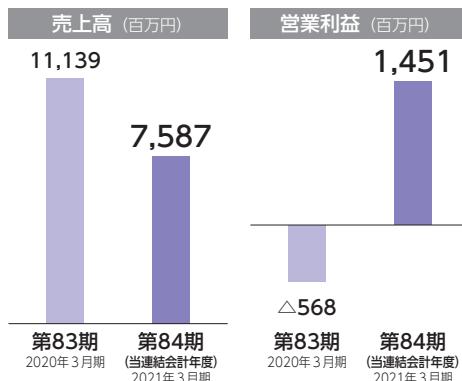


当連結会計年度におきましては、「DAKS」「LEONARD」の百貨店販売などの国内事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う二度にわたる緊急事態宣言下の店舗休業や外出自粛などによる個人消費の落ち込みにより、大幅な減収となりました。

海外事業は、当該感染症の影響は限定的でしたが、地政学的リスクなどの要因により前期末に香港の店舗を一部撤退したこともあり、大幅な減収となりました。

損益面におきましては、前期末に計上した棚卸資産の評価替えの一部戻入れなどが売上総利益の増加要因となったことや、国内外の店舗の収益性を精査し、人件費や支払家賃などの固定経費が大幅に削減できたことなどにより、営業利益が黒字となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比31.9%減の7,587百万円、営業利益は1,451百万円（前期は568百万円の営業損失）となりました。



繊維関連 事業

主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

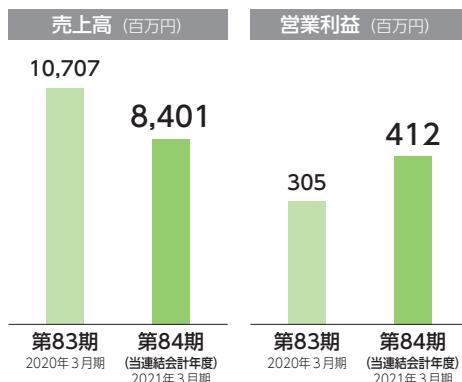
繊維衣料製品のOEM事業を中心とした繊維事業全般



アパレル企業向けのOEM事業は、依然として厳しい市況の中、企画提案力の強化、付加価値の高い商品開発に注力し、また、更なる品質向上、商品の安定供給に努めることで、重点得意先との取組み拡大を目指しております。

当連結会計年度におきましては、アパレル各社の仕入計画の見直しによる受注減などにより減収となりましたが、物流の効率化、経費の削減に努め、また、引当金を一部取り崩したことなどにより、減収増益となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比21.5%減の8,401百万円、営業利益は前期比35.0%増の412百万円となりました。





不動産関連 事業

売上高構成比率

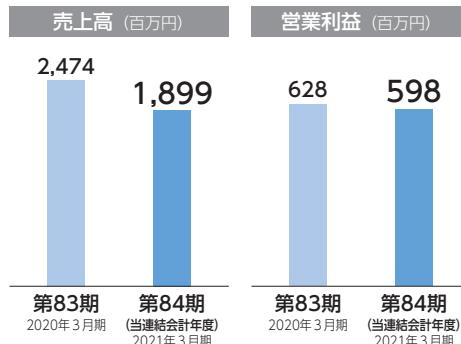
10.6%

主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社およびグループ会社所有不動産の貸オフィス、貸ホール、貸ビルを中心とした賃貸事業、ビルメンテナンス事業、内装工事業

大阪の賃貸ビルをメインとして東京・横浜・神戸などの不動産賃貸事業は、稼働率は安定的に推移しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、イベントホール事業において、一定期間の営業自粛を行ったことが大きく影響し、減収減益となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比23.2%減の1,899百万円、営業利益は前期比4.7%減の598百万円となりました。

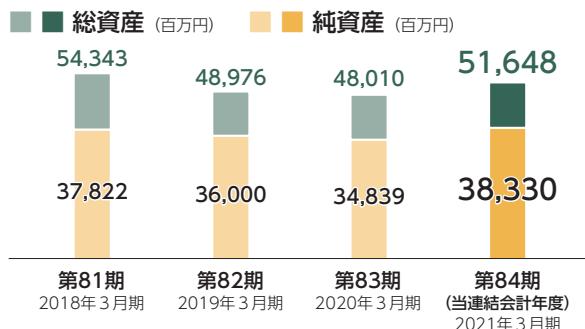
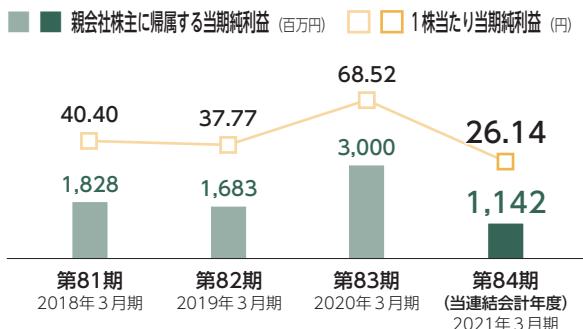
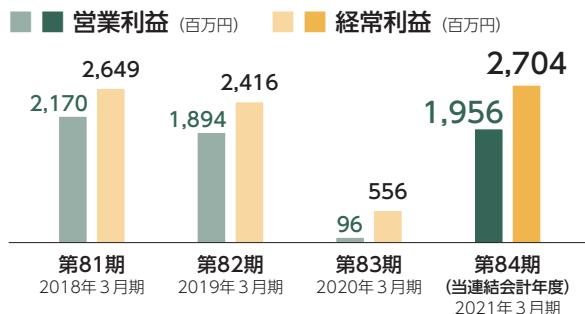
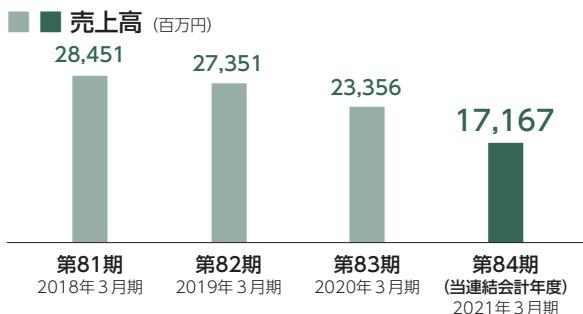


セグメント別売上高の状況

		前連結会計年度 2019年4月1日から 2020年3月31日まで		当連結会計年度 2020年4月1日から 2021年3月31日まで		前期比 増減率 (%)
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
セグメント	ファッション関連事業	11,139	45.8	7,587	42.4	△31.9
	繊維関連事業	10,707	44.0	8,401	47.0	△21.5
	不動産関連事業	2,474	10.2	1,899	10.6	△23.2
	計	24,321	100.0	17,887	100.0	△26.5
	調整額	△964	—	△720	—	—
	連結	23,356	—	17,167	—	△26.5

(注) セグメント別売上高は、セグメント間取引相殺消去前の数値であります。

(2) 財産および損益の状況の推移



区 分	第81期 2018年3月期	第82期 2019年3月期	第83期 2020年3月期	第84期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売 上 高 (百万円)	28,451	27,351	23,356	17,167
営 業 利 益 (百万円)	2,170	1,894	96	1,956
経 常 利 益 (百万円)	2,649	2,416	556	2,704
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,828	1,683	3,000	1,142
1株当たり当期純利益 (円)	40.40	37.77	68.52	26.14
総 資 産 (百万円)	54,343	48,976	48,010	51,648
純 資 産 (百万円)	37,822	36,000	34,839	38,330
1株当たり純資産額 (円)	827.51	804.84	788.17	868.19

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

2. 第82期より「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用したため、第81期については遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は163百万円であります。

その主な内容は、国内および海外の事務所移転に伴う事務所設備等101百万円、当社および連結子会社におけるコンピュータシステム投資費用31百万円、国内および海外における店舗改装費用等23百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資、社債発行および重要な借入等による資金調達はありません。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は、依然として世界的な感染拡大が続いており、ワクチン接種が始まりましたが、変異株の拡大懸念もあり、しばらくは収束時期が見通せない状況が続くものと思われまます。

当社グループは、当該感染症が収束した後も元の消費水準には戻らない、厳しい経営環境の継続を予測しております。〔(1)事業の経過および成果〕に記載のとおり、繊維・アパレル業界における生き残りをかけ、強固な財務基盤や安定した収益体質の構築を目指し、経営スピードをあげ、様々な施策に取り組み、実施してまいりました。

そして、次の100年の新しい当社グループの未来に向けて、経営戦略として、企業に求められる社会的責任、事業戦略として、新たな市場環境に対応し、企業の利益を追求する、という更なる企業価値向上を目指し、今舵をきっていかねばなりません。

このような状況の下、将来の経営課題の解決を株主の皆様とも共有し、当社グループ一丸となり、長期にわたる持続的な成長を目指すため、2024年3月期を最終年度とする中期経営計画を新たに策定いたしました。

詳細につきましては、本招集ご通知に同封の中期経営計画「CHALLENGE NEXT 100」をご参照ください。

当社グループの企業理念に基づき、経営方針として、株主・顧客・社員の三者共生の基本方針を発展させ、社会との共生を図る新経営方針「共生NEXT100」を新たに定め、当社グループの発展のみならず、長期的視点でSDGs経営を推進し、持続可能な世界の実現を目指してまいります。

その中期経営計画の基本戦略は、「アジア市場」、「DX推進」、「全社戦略」の3つとし、これまでの当社グループが長年にわたり培ってきた強みである経営資源を有効活用し、戦略的な事業投資を行い、新たな成長機会を生み出すものになっております。

今後におきましても、生活文化提案企業として、人々の生活の質の向上に寄与し、豊かな夢のある社会の実現に貢献することで、より一層の企業価値向上および株主価値向上の実現に邁進してまいります。

そして次の100年に向け、真のグローバル企業として、ファッション商社として、引き続き新たな挑戦をしてまいりますので、株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社出資 比率 (%)	主要な事業内容
三共生興ファッションサービス株式会社	100	100.0	ファッション製品の企画、生産 および販売
三共生興アパレルファッション株式会社	100	100.0	繊維製品のOEM
北陸三共生興株式会社	61	80.3	衣料品の生産および不動産の賃貸
株式会社サン・レッツ	50	100.0	ビルメンテナンス、貸ホールおよび 内装工事業
株式会社横浜テキスタイル倶楽部	207	81.7	不動産の賃貸
DAKS SIMPSON LIMITED	千英ポンド 6,000	100.0	ファッション製品の企画、生産、販売 およびライセンスの供与
SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.	千香港ドル 15,000	100.0	香港、マカオ、中国における ファッション製品の販売

(注) 上記の重要な子会社を含めて、連結子会社は11社であります。

(7) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

- ① 当社

名称	所在地
大阪本社	大阪市中央区
東京本社	東京都中央区
海外支店	台湾 台北市

② 子会社

会社名	名称	所在地
三共生興ファッションサービス株式会社	本社	大阪市中央区
三共生興アパレルファッション株式会社	本社	東京都中央区
北陸三共生興株式会社	本社	福井県勝山市
株式会社サン・レッツ	本社	大阪市中央区
株式会社横浜テキスタイル倶楽部	本社	横浜市中区
DAKS SIMPSON LIMITED	本社	London, UK
SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.	本社	Hong Kong, CHINA

(8) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減
211 名	55 名減

- (注) 1. 使用人数には、出向社員を含んでおりません。
 2. 使用人数には、臨時使用人（販売スタッフ、デザイナー、パタンナー、契約社員等）547名（年間の平均人員）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

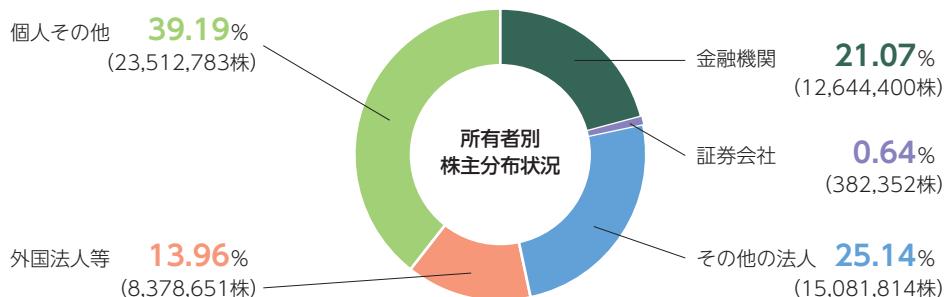
借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	1,320
株式会社三井住友銀行	1,050
株式会社りそな銀行	450

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 60,000,000 株
 (3) 株主数 5,085 名
 (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人三木瀧蔵奨学財団	7,640	17.48
株式会社シティインデックスイレブンス	3,130	7.16
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	2,468	5.65
株式会社三菱UFJ銀行	2,182	4.99
株式会社三井住友銀行	2,170	4.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,957	4.48
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA, CLIENT ACCOUNT	1,948	4.46
東レ株式会社	1,641	3.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,087	2.49
株式会社りそな銀行	1,070	2.45

(注) 持株比率は、自己株式数 (16,294,818株) を控除して算出しております。



3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長CEO (代表取締役)	川崎 賢祥	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役会長 株式会社横浜テキスタイル倶楽部 代表取締役社長
取締役社長COO (代表取締役)	井ノ上 明	三共生興ファッションサービス株式会社 代表取締役社長
専務取締役	下川 浩一	本社ホールディングス部門担当
取締役	砂野 和男	三共生興アパレルファッション株式会社 代表取締役社長
取締役	南部真知子	株式会社神戸クルーザー 会長 本州四国連絡高速道路株式会社 社外監査役 モロゾフ株式会社 社外取締役
取締役	服部 一史	
常勤監査役	楠 昌和	
監査役	金井美智子	弁護士法人大江橋法律事務所 社員 コンドーテック株式会社 社外取締役 I D E C株式会社 社外取締役 (監査等委員) アズワン株式会社 社外取締役
監査役	小路 貴志	小路公認会計士事務所 所長 株式会社小路企画 代表取締役 株式会社安永 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役南部真知子および服部一史の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役金井美智子および小路貴志の両氏は社外監査役であります。
 3. 当社は東京証券取引所に対し、南部真知子、服部一史、金井美智子および小路貴志の各氏を独立役員として届け出ております。
 4. 監査役小路貴志氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社と弁護士法人大江橋法律事務所との間におきまして、顧問契約を締結しております。
 6. 当社と株式会社神戸クルーザー、本州四国連絡高速道路株式会社、モロゾフ株式会社、コンドーテック株式会社、I D E C株式会社、アズワン株式会社、小路公認会計士事務所、株式会社小路企画、株式会社安永との間には特別な関係はありません。
 7. 当事業年度中の取締役および監査役の異動については以下のとおりであります。
 (1) 2020年6月23日開催の第88回定時株主総会において、南部真知子および服部一史の両氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
 (2) 2020年6月23日付をもって、澤井昇、西村肇および松室哲生の各氏が任期満了により取締役を退任いたしました。

8. 当事業年度中の取締役の地位の変更は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
川崎 賢祥	代表取締役会長CEO	代表取締役社長	2020年4月1日
井ノ上 明	代表取締役社長COO	常務取締役	2020年4月1日
下川 浩一	専務取締役	常務取締役	2020年4月1日

9. 当事業年度中の取締役の担当および重要な兼職の変更は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
下川 浩一	本社ホールディングス部門担当	財務経理、情報システム、法務・関連事業、社長室担当 兼 内部統制室長	2020年4月1日

10. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績動向等を勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成しております。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、代表権の有無、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬等は、各期の業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案して決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。監査役の報酬の限度額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うのに最も適している代表取締役会長CEOである川崎賢祥氏にその具体的内容について委任しており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたっては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、代表権の有無、役位、職責、当社の業績等のほか、業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案しております。委任を受けた代表取締役会長CEOも、上記決定方針に従うこととなっていることから、取締役会は、その決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	人 員	報酬の種別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	9 名	90 百万円	47 百万円	—	137 百万円
監 査 役	3 名	9 百万円	3 百万円	—	12 百万円
合 計 (うち社外役員)	12 名 (6 名)	100 百万円 (6 百万円)	50 百万円 (4 百万円)	—	150 百万円 (10 百万円)

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、各期の親会社株主に帰属する当期純利益などの業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案して算出し、賞与として毎年一定の時期に支給しております。取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績動向や各種経済指標等を総合的に勘案して決定しております。なお、当該指標を評価指標として選択した理由は、当期の業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためであります。各期の業績動向の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりであります。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	南部真知子	企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。当事業年度において就任後に開催された取締役会9回のうち、9回に出席し、経営者としての経歴の中で培われた経営の専門家として、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的に助言を行い、また、経営の監督とチェック機能を果たしております。
社外取締役	服部 一史	企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。当事業年度において就任後に開催された取締役会9回のうち、9回に出席し、経営者としての経歴の中で培われた経営の専門家として、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的に助言を行い、また、経営の監督とチェック機能を果たしております。
社外監査役	金井美智子	当事業年度に開催された取締役会11回のうち、11回に出席し、弁護士としての経験、経歴から専門的、公正的な立場で経営を監視し、助言、提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち、7回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	小路 貴志	当事業年度に開催された取締役会11回のうち、11回に出席し、公認会計士としての経験、経歴から専門的、公正的な立場で経営を監視し、助言、提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち、7回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22 百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	22 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記 ① の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち DAKS SIMPSON LIMITED および SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合または当社都合の場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社ならびにその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」といいます。)において、取締役の職務執行が法令および定款に適合すること、ならびに当社グループの業務が適正に行われることを確保するために必要な体制の整備に関し、会社法および会社法施行規則に基づいて、取締役会において次のように決議しております。

- ① 当社グループにおいて、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 「企業理念」および「行動指針」に則り、当社グループの取締役および使用人に対し、法令遵守および企業倫理の徹底を図るため、関連する法令の周知、社内規程・マニュアルの整備、コンプライアンス意識の向上に努める。
 - (ii) コンプライアンスの取組みに関する基本的事項を定める「コンプライアンス規程」を制定し、これをコンプライアンスに関する基本的な規程と位置づけ、全取締役および全使用人に対し本規程の遵守の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス体制を構築する。
 - (iii) コンプライアンスの取組み全般に関する企画立案、個別課題についての協議・決定を行う組織として、「コンプライアンス委員会規程」に基づき社長を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の下に設置し、当社グループのコンプライアンス体制の強化・推進に努める。
 - (iv) 被監査部門から独立した社長直轄の内部監査組織として、「内部統制室」を設置し、「内部監査規程」に基づいて、当社グループにおける法令・定款・社内諸規程の遵守、業務の効率性、不正、誤謬について監査し、内部統制の適正性および有効性を当社の戦略に照らして客観的かつ公平に検証し、その結果に基づく改善提案を通じて、経営の健全性および効率性の向上に努める。
 - (v) コンプライアンスに関する情報については、相談・通報の窓口を通して使用人が直接通報を

行う手段を確保し、不祥事や事故の未然防止や早期発見・是正を目的として、「企業倫理ヘルプライン規程」に基づき、当社およびグループ会社を対象とした内部通報制度（企業倫理ヘルプライン）を設置する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (i) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書などの取締役の職務執行に係る文書、資料や情報については、法令および「文書管理規程」に基づき適切に保存および管理を行う。
 - (ii) 上記の情報の保存および管理は、取締役および監査役が常時閲覧できる状態にする。
- ③ 当社グループにおいて、損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) リスクマネジメントに関する「リスク管理基本規程」を制定し、これをリスクマネジメントに関する基本的な規程と位置づけ、全取締役および全使用人に対し本規程の遵守の周知徹底を図るとともに、リスク管理体制を構築する。
 - (ii) リスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、「リスク管理委員会規程」に基づき社長を委員長とするリスク管理委員会を取締役会の下に設置し、平常時における当社グループのリスク管理の推進に努める。
 - (iii) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、「危機管理基本規程」に基づき緊急時対策本部を直ちに設置し迅速に対応する体制を取る。
- ④ 当社グループにおいて、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- (ii) 会社の経営組織、業務分掌および職務権限に関する基本事項を定め、指揮、命令系統の明確化および責任体制の確立を図るため「組織規程」の整備に努める。
 - (iii) 業績の目標管理を徹底し経営効率の向上を図るため、財務経理担当取締役を議長として、ゼネラルマネージャーおよび主要な子会社社長を交えた経営会議を、原則として毎月1回開催するほか、半期決算および年度予算に対する業績の進捗状況を検証するため、会長を議長として、グループ経営会議を、原則として半期ごとに開催する。
 - (iv) 子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、上記(i)および(ii)について、子会社は当社に準拠した体制を取る。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、各子会社において経営上の重要事態が発生した場合や重要事項を決定する場合には、「関係会社管理規程」の定めにより、当社への報告・承認を要する体制を構築する。
- ⑥ 当社グループにおいて、業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、グループとしての業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」を整備し、この規程に則ったグループ経営を推進する。
 - (ii) 各子会社は、当社の指導・助成により、自主性を保持しつつ当社に準拠したリスク管理およびコンプライアンス体制を構築する。
 - (iii) 上記(i)および(ii)に基づき、当社の内部統制室は、グループ会社のコンプライアンスおよび経営の効率性等について、適宜監査を行う。
 - (iv) 当社の取締役は、グループ経営会議を定期的に開催し、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのリスク管理およびコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合において、当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項
- (i) 内部統制室等に属する使用人は、「組織規程」「内部監査規程」の定めにより、必要に応じて監査役の監査業務を補助することができる。
 - (ii) 使用人に対する監査役からの指示の実効性を確保するため、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、「組織規程」「内部監査規程」の定めにより、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑧ 当社の監査役に報告するための体制
- (i) 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - (イ) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
 - (ロ) 取締役および使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - (ハ) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合、ならびに法令等の違反行為を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
 - (ニ) 企業倫理ヘルプラインの担当部門は、取締役および使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、当社の監査役および取締役会に対して報告する。
 - (ii) 子会社の取締役等および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告するための体制
 - (イ) 子会社の取締役等および使用人は、当社監

査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

- (ロ) 子会社の取締役等および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または企業倫理ヘルプラインに通報する。
 - (ハ) 当社の内部統制室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - (ニ) 企業倫理ヘルプラインの担当部門は、子会社の取締役等および使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、当社の監査役および取締役会に対して報告する。
 - (iii) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない旨を「組織規程」「関係会社管理規程」において規定し、監査役への報告が阻害されない体制を確保する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (i) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (ii) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑩ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査役は、取締役会に出席するとともに、定期的に開催されるグループ経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人の職務執行を監査できる。
 - (ii) 監査役は、稟議書等の会社としての意思決定に係る重要な書類を閲覧し、いつでも取締役および使用人から説明を受けることができる。
 - (iii) 監査役は、会計監査人や内部統制室と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図るとともに、必要に応じて会計監査人、弁護士、その他外部の専門家の意見を聞き情報交換を行うなど、連携を図る。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ① 当社では、内部統制システム構築の基本方針を定め、同基本方針の下で当社および子会社の内部統制システムを整備しております。関係諸規程に基づく組織的なグループ管理がなされており、必要に応じ改善措置を講じるほか、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行っています。
 - ② 当社グループ全体の報告体制として、各部署・子会社においてその適切な運用に努めるとともに、グループに重大な影響を及ぼす事項・著しい損失の危機・コンプライアンスに係る疑義等が当社代表取締役・監査役に報告されるよう関係諸規程にて規定し運用を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第84期	第83期 (ご参考)	科 目	第84期	第83期 (ご参考)
	2021年3月31日 現在	2020年3月31日 現在		2021年3月31日 現在	2020年3月31日 現在
資産の部			負債の部		
流動資産	22,131	20,085	流動負債	7,308	7,825
現金及び預金	17,108	14,395	支払手形及び買掛金	1,664	2,376
受取手形及び売掛金	3,227	3,606	短期借入金	2,820	2,820
商品及び製品	1,560	2,019	リース債務	580	521
仕掛品	3	2	未払金	369	673
原材料及び貯蔵品	4	5	未払費用	1,232	881
前払費用	30	40	未払法人税等	182	163
未収還付法人税等	62	36	資産除去債務	9	62
その他	140	163	その他	448	325
貸倒引当金	△7	△184	固定負債	6,009	5,344
固定資産	29,516	27,924	長期未払金	86	86
有形固定資産	10,299	12,703	リース債務	1,288	1,578
建物及び構築物	7,134	7,541	繰延税金負債	3,482	2,284
工具、器具及び備品	76	113	退職給付に係る負債	302	505
土地	2,950	3,065	長期預り金	792	840
使用権資産	111	1,946	資産除去債務	57	48
その他	25	36	負債合計	13,317	13,170
無形固定資産	4,510	4,004	純資産の部		
商標権	4,417	3,869	株主資本	32,817	32,538
その他	92	135	資本金	3,000	3,000
投資その他の資産	14,706	11,217	資本剰余金	6,178	6,168
投資有価証券	13,967	10,654	利益剰余金	29,622	29,354
出資金	3	3	自己株式	△5,984	△5,984
長期貸付金	0	0	その他の包括利益累計額	5,127	1,908
固定化営業債権	28	10	その他有価証券評価差額金	7,072	4,460
長期前払費用	80	76	繰延ヘッジ損益	15	7
退職給付に係る資産	6	8	為替換算調整勘定	△1,972	△2,553
繰延税金資産	506	222	退職給付に係る調整累計額	11	△5
長期預け金	151	259	非支配株主持分	386	392
貸倒引当金	△36	△19	純資産合計	38,330	34,839
資産合計	51,648	48,010	負債純資産合計	51,648	48,010

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第84期	第83期 (ご参考)
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	17,167	23,356
売上原価	10,004	15,301
売上総利益	7,163	8,055
販売費及び一般管理費	5,207	7,958
営業利益	1,956	96
営業外収益	841	624
受取利息	1	14
受取配当金	510	523
貸倒引当金戻入額	151	2
為替差益	2	58
その他	175	26
営業外費用	93	164
支払利息	57	69
店舗等除却損	18	50
その他	17	44
経常利益	2,704	556
特別利益	1,029	3,403
投資有価証券売却益	633	—
助成金収入	268	—
固定資産売却益	96	3,403
退職給付引当金戻入額	31	—
特別損失	2,214	950
減損損失	1,785	391
臨時休業等による損失	203	—
特別退職金	172	47
投資有価証券売却損	46	—
投資有価証券評価損	6	65
店舗閉鎖損失	—	379
事業構造改善費用	—	67
税金等調整前当期純利益	1,519	3,009
法人税、住民税及び事業税	545	563
法人税等調整額	△182	△574
当期純利益	1,156	3,020
非支配株主に帰属する当期純利益	13	19
親会社株主に帰属する当期純利益	1,142	3,000

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式			
当期首残高	3,000	6,168	29,354	△5,984		32,538	
当期変動額							
剰余金の配当			△874			△874	
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,142			1,142	
自己株式の取得				△0		△0	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		10				10	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	10	268	△0		278	
当期末残高	3,000	6,178	29,622	△5,984		32,817	
	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	4,460	7	△2,553	△5	1,908	392	34,839
当期変動額							
剰余金の配当							△874
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,142
自己株式の取得							△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							10
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	2,612	8	581	16	3,218	△5	3,212
当期変動額合計	2,612	8	581	16	3,218	△5	3,491
当期末残高	7,072	15	△1,972	11	5,127	386	38,330

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第84期	第83期 (ご参考)	科 目	第84期	第83期 (ご参考)
	2021年3月31日 現在	2020年3月31日 現在		2021年3月31日 現在	2020年3月31日 現在
資産の部			負債の部		
流動資産	14,915	14,079	流動負債	4,338	5,229
現金及び預金	13,840	12,241	買掛金	670	895
売掛金	438	612	短期借入金	3,040	3,590
商品及び製品	241	297	未払費用	281	358
前払費用	6	12	未払法人税等	155	94
短期貸付金	332	876	預り金	45	17
その他	56	39	資産除去債務	—	42
固定資産	32,664	29,809	その他	144	231
有形固定資産	8,802	9,229	固定負債	4,116	3,089
建物及び構築物	6,476	6,792	長期未払金	85	85
車両運搬具	0	0	繰延税金負債	3,203	2,000
工具、器具及び備品	36	42	退職給付引当金	73	112
土地	2,290	2,394	資産除去債務	23	4
無形固定資産	62	65	長期預り金	730	886
ソフトウェア	38	41	負債合計	8,454	8,318
電話加入権	23	23	純資産の部		
投資その他の資産	23,799	20,514	株主資本	32,097	31,072
投資有価証券	13,886	10,490	資本金	3,000	3,000
関係会社株式	9,868	9,913	資本剰余金	6,165	6,165
出資金	1	1	資本準備金	6,044	6,044
長期前払費用	31	3	その他資本剰余金	121	121
長期預け金	20	115	利益剰余金	28,915	27,890
貸倒引当金	△8	△8	利益準備金	750	750
資産合計	47,579	43,888	その他利益剰余金	28,165	27,140
			圧縮記帳積立金	667	667
			別途積立金	12,350	12,350
			繰越利益剰余金	15,148	14,123
			自己株式	△5,984	△5,984
			評価・換算差額等	7,027	4,497
			その他有価証券評価差額金	7,027	4,498
			繰延ヘッジ損益	—	△0
			純資産合計	39,125	35,570
			負債純資産合計	47,579	43,888

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第84期	第83期 (ご参考)
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	4,449	5,581
売上原価	2,713	3,866
売上総利益	1,736	1,714
販売費及び一般管理費	1,285	1,546
営業利益	451	168
営業外収益	775	959
受取利息	34	51
受取配当金	594	788
業務受託料	16	88
為替差益	51	15
その他	78	15
営業外費用	23	62
支払利息	11	15
店舗等除却損	1	30
その他	10	16
経常利益	1,203	1,065
特別利益	1,256	3,403
投資有価証券売却益	633	—
関係会社清算益	540	—
固定資産売却益	81	3,403
特別損失	73	591
特別退職金	40	—
投資有価証券売却損	25	—
減損損失	8	109
有償減資払戻差損	—	414
事業構造改善費用	—	67
税引前当期純利益	2,386	3,877
法人税、住民税及び事業税	403	324
法人税等調整額	83	△589
当期純利益	1,899	4,143

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,000	6,044	121	6,165	750	667	12,350	14,123	27,890
当期変動額									
剰余金の配当								△874	△874
当期純利益								1,899	1,899
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	1,025	1,025
当期末残高	3,000	6,044	121	6,165	750	667	12,350	15,148	28,915
	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計				
当期首残高	△5,984	31,072	4,498	△0	4,497	35,570			
当期変動額									
剰余金の配当		△874				△874			
当期純利益		1,899				1,899			
自己株式の取得	△0	△0				△0			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			2,529	0	2,529	2,529			
当期変動額合計	△0	1,025	2,529	0	2,529	3,555			
当期末残高	△5,984	32,097	7,027	—	7,027	39,125			

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

三 共 生 興 株 式 会 社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 寺本 悟 ㊟
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 里見 優 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三共生興株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三共生興株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

三 共 生 興 株 式 会 社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 寺本 悟 ㊟
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 里見 優 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三共生興株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

三共生興株式会社 監査役会

常勤監査役	楠 昌 和	㊞
社外監査役	金井 美智子	㊞
社外監査役	小 路 貴 志	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区備後町2丁目6番8号
サンライズビル 3階「ホールA」
電話 (06)6268-5000

- ご案内**
1. 地下鉄御堂筋線「本町駅」出口③より徒歩にて約5分です。
 2. 地下鉄堺筋線「堺筋本町駅」出口⑱より徒歩にて約5分です。
 3. ご来場の節は、会場受付へお越しください。
 4. 駐車場、駐輪場のご用意はいたしておりませんので、お車、自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



 **三井生興株式會社**

株主の皆様へご理解・ご協力のお願い

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・昨年よりお土産の配布を取止めさせていただいております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。